

利用要件

- 1 佐久島に住所を有しないこと。
- 2 年間70日以上利用すること。
- 3 社員及びその家族で利用すること。
- 4 西尾市佐久島ラインガルテン条例・規則を遵守すること。
〈主な内容等〉
 - (1) 利用者は、譲渡又は転貸してはならない。また、ラウベを利用する際は、管理棟（休館は除く）に出向き、会社の証明となるものを掲示すること。(条例8条)
 - (2) 使用料は、指定する方法で西尾市に支払うこと。(条例12条)
 - (3) ラウベでの販売は行わないこと。(規則13条)
 - (4) 利用者は退去時、用意した生活必需品等及び菜園等は、全て撤去及び整地し、入居時の原状状態に回復すること。(条例15条)
- 5 菜園は無耕作、荒れ地状態にせず耕作をすること。
- 6 ラウベの鍵は複製しないこと。
- 7 ラウベのwi-fi利用時、パソコンやスマートフォンなどのセキュリティーや動作環境については、自己責任にて行うこと。
- 8 入居時、必要な家具・冷蔵庫などの生活必需品等は、必要に応じて利用者で用意すること。また、消防法に基づいた製品を使用する事（防災カーテンなど）。
- 9 社会通念に良識をもってラウベを使用すること。
- 10 使用料以外の発生する光熱水費・町内会協力費・消防設備保守点検費の支払いも怠りなく納めること。

裏面あり

- 11 西尾市は、利用中に発生した天災、火災、盗難等による直接的または間接的損害についての責任は一切負わないものとする。
- 12 島民や他の利用者と積極的に交流すること。
- 13 島内での各種行事に積極的に参加すること。
- 14 西尾市暴力団排除条例第6条の規定に基づき、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認めるときは、利用できません。
また、利用後にその旨が明らかになったときは、利用許可を取り消します。
- 15 申請者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるか否か、速やかに西尾警察署署長に申請者の住所、氏名その他の情報を提供し、その意見を聴くことがあります。